

こどもや若者を育み、一人ひとりが尊重される社会を目指して

千葉市こども・若者基本条例が制定されました

市では、こどもや若者の施策を重要なものと考え、様々な取組みを進めてきました。増加する児童虐待事案、ヤングケアラーや社会生活を円滑に営む上で困難に直面する若者への支援など、こどもや若者をめぐる課題に対応するため、市の責務や、市民の役割などを定めた条例が制定されました。

市の責務

- こどもや若者が健やかに成長・自立するための切れ目のない支援
- 市民が条例を理解するための周知啓発
- 社会全体でこどもや若者、子育て家庭を支援する機運の醸成
- こどもや若者の社会参画の促進 など

家庭の役割

- こどもが愛され守られていると感じられるよう努めること
- こどもの個性や発達等に応じた支援に努めること
- こどもの自己肯定感などの充足に努めること など

社会全体で
こどもや若者の
健やかな
成長・自立を支援

学校などの施設・団体、事業主の役割

- こどもや若者の権利を尊重し、その侵害を防ぐための措置に努めること
- 施設・団体の運営に当たってこどもや若者の意見を聴き、可能な限り反映に努めること
- 労働者が子育てと仕事を両立できるように努めること など

市民の役割

- こどもや若者に関する施策への協力に努めること
- 身近な地域においてこどもを見守り、虐待等を受けているこどもの救済に努めること
- 社会生活を円滑に営む上で困難がある若者への支援に努めること など

こどもの権利

条例では以下の5つの権利をこどもの権利として定めています。

- ① 安心して生きる権利
- ② 自分らしく心豊かに育つ権利
- ③ 自分を守り、守られる権利
- ④ 自分に関することを自分で決める権利
- ⑤ 社会に参画する権利